

デジタル行財政改革会議 運営要領

〔令和 5 年 10 月 6 日〕
デジタル行財政改革会議議長決定

デジタル行財政改革会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- 2 会議の議事要旨及び議事録を公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。
- 3 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。